

1. 運行管理者の業務

トラック運行管理者の業務(安全規則第20条)

1. 事業者により運転者として選任された者以外に事業用自動車運転させない。
2. 乗務員が休憩又は睡眠のために利用できる施設を適切に管理する。
3. 国土交通大臣が告示で定める基準に従って、勤務時間及び乗務時間の範囲内で乗務割を作成し、これに従って運転者を乗務させる。
4. 酒気を帯びた状態にある乗務員を乗務させない。
5. 乗務員の健康状態(1年ごとに1回、深夜業務の者は、6ヶ月ごとに1回健康診断)を把握し、疾病、疲労、その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を乗務させない。
6. 長距離運転又は夜間に運転する場合で、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ交替運転者を配置する。
7. 従業員に対し過積載運送の防止についての指導や監督を行う。
8. 従業員に対し貨物の積載方法(偏荷重が生じないように積載すること。運搬中に荷崩れ等による落下防止のためのロープやシート掛けを行うなど)について、指導や監督を行う。
9. 運転者に対し通行の禁止又は制限等違反の防止についての指導や監督を行う。
10. 運転者に対して、点呼を行い、報告を求め、確認を行い、指示を与え、記録し及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持する。
11. 運転者ごとに乗務記録を記録させ、その記録を1年間保存する。
12. 運行記録計を管理し、その記録を1年間保存する。
13. 運行記録計故障車は運行させない。
14. 事故が発生した場合、事故の概要を記録し、その記録を3年間保存する。
15. 運行指示書を作成し、適切な指示を行い、運転者に携行させ、その記録を1年間保存する。
16. 運転者ごとに写真を貼り付けた運転者台帳を作成し、営業所に備え置くこと。
17. 乗務員に対し、指導及び監督を行い、その記録を営業所に3年間保存しなければならない。
18. 特定の運転者に対する特別な指導を行い、その運転者に対して適性診断を受診させる。
19. 異常気象時において、乗務員に対する適切な指示及び輸送の安全確保のための必要な措置をとる。
20. 事業者により選任された補助者に対して指導及び監督を行う。
21. 自動車事故報告規則第5条の事故防止対策に基づき、運行の安全確保に関して、従業員に対し指導や監督を行う。
※ 特別積合せ貨物運送を行う場合は、乗務基準を作成し、基準の遵守について乗務員に対し指導や監督を行う。
22. 運行管理者は、事業者に対し、事業用自動車の運行の安全の確保に関し必要な事項について助言を行うことができる。
23. 統括運行管理者は、運行管理者の業務を統括する。

トラック運転者の労働時間等の改善のための基準 (平成13年8月20日国土交通省告示第1365号)

- (1)「一の運行」における最初の勤務から最後の勤務までの時間は144時間以内。
- (2)1か月の拘束時間は、293時間以内。(年間3516時間を超えない労使協定がある場合、1年のうち6か月までは、320時間までの延長可)
- (3)1日の拘束時間は、13時間以内を基本とし、これを延長する場合であっても、最大16時間以内。(ただし、15時間を超える回数は1週間について2回以内)
- (4)休息期間は、継続8時間以上必要。
- (5)運転時間は、2日を平均し1日あたり9時間、2週間を平均した1週間あたりの運転時間は44時間以内。
- (6)連続運転時間は、4時間が限度。(4時間経過直後に運転を中断して30分以上の休憩等を確保して下さい。ただし、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に運転を中断する場合の休憩等については、少なくとも1回につき10分以上としたうえで分割も出来ます。)
- (7)休日労働は、2週間に1回を超えてはならない。
※(分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、及びフェリーに乗船の場合の特例あり)

過積載の防止(貨物自動車運送事業法第17条第2項及び安全規則第4条)

- ・事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送(以下「過積載による運送」という。)の引き受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示をしてはならない。
- ・過積載による運送の防止について、運転者その他の従業員に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。

貨物の積載方法(安全規則第5条)

貨物の積載方法について、下記のことを従業員に対して指導及び監督を行うこと。

- (1)偏荷重が生じないように積載すること。
- (2)貨物が運搬途中で荷崩れ等により事業用自動車から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートを掛けること等必要な措置を講ずること。

通行の禁止又は制限等違反の防止(安全規則第5条の2)

次に掲げる行為の防止について、運転者に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。

- (1)道路法第47条に規定する車両の幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が政令で定める最高限度をこえる事業用自動車を通行させること、又はその通行に関して道路管理者が付した条件に違反して事業用自動車を通行させること。
- (2)道路法第47条の規定により車両のその重量又は高さが安全であると認められる限度をこえるものにより通行の禁止又は制限されている事業用自動車を通行させること、又はその通行に関して道路管理者が付した条件に違反して事業用自動車を通行させること。

点呼の実施について(安全規則7条)

① 運転者点呼時に運転者に報告を求めなければならない事項 運転者に対し、対面(※運行上やむを得ない場合は、電話その他の方法)により点呼

乗務前点呼の内容(対面により行う)

- 酒気帯びの有無をアルコール検知器により確認する。
- 疾病、疲労等の運転者の健康状態を確認する。
- 日常点検の実施結果を確認する。
- 安全運行上の必要な指示を与える。道路や気象状況に関する指示伝達、運転免許証等の有無の確認、乗務記録の用紙や運行記録紙の手渡しなど。

乗務途中点呼の内容

(乗務前点呼及び乗務後点呼のいずれも対面で行うことのできない乗務に限る)

- 酒気帯びの有無をアルコール検知器により測定し、結果を報告させる。
- 疾病、疲労等の運転者の健康状態を確認する。

乗務後点呼の内容(対面により行う)

- 自動車、道路及び運行の状況についての報告を受ける。
- 他の運転者と交替した場合、交替運転者に対し、自動車、道路、運行状況を通告したことについて報告を受ける。
- 酒気帯びの有無をアルコール検知器により確認する。

※「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が開始又は終了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼を乗務員が所属する営業所において対面で行えない場合等をいい、車庫と当該車庫を管轄する営業所が離れている場合及び、早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出動していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。

② 点呼時に記録しなければならない事項

乗務前点呼

- ① 点呼執行者名
- ② 運転者名
- ③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④ 点呼日時
- ⑤ 点呼方法(アルコール検知器の使用の有無)(対面でない場合は具体的方法)
- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 運転者の疾病、疲労等の状況
- ⑧ 日常点検の状況
- ⑨ 指示事項
- ⑩ その他必要な事項

乗務途中点呼

- ① 点呼執行者名
- ② 運転者名
- ③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④ 点呼日時
- ⑤ 点呼方法(アルコール検知器の使用の有無)(具体的方法)
- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 運転者の疾病、疲労等の状況
- ⑧ 指示事項
- ⑨ その他必要な事項

乗務後点呼

- ① 点呼執行者名
- ② 運転者名
- ③ 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④ 点呼日時
- ⑤ 点呼方法(アルコール検知器の使用の有無)(対面でない場合は具体的方法)
- ⑥ 自動車、道路及び運行の状況
- ⑦ 交替運転者に対する通告
- ⑧ 酒気帯びの有無
- ⑨ その他必要な事項

アルコール検知器の使用義務化(安全規則及び関係通達)

- ・点呼時に酒気帯びの有無を確認する場合には、目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて行わなければならない。
- ・営業所ごとにアルコール検知器を備え、常時有効に保持しなければならない。
- ・アルコール検知器の故障の有無を定期的に確認しなければならない。
- ・電話点呼の場合には、運転者にアルコール検知器を携行させ、測定結果を報告させる。

※「酒気を帯びた状態」とは、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度0.3mg/ml又は呼気中アルコール濃度0.15mg/l以上であるか否かを問わないものである。

事故の記録(安全規則第9条の2)

事故が発生した場合、次の事項を記録し保存すること。

- ① 乗務員の氏名
- ② 自動車の登録番号その他、識別できる表示
- ③ 事故の発生日時
- ④ 事故の発生場所
- ⑤ 事故の当事者(乗務員を除く)の氏名
- ⑥ 事故の概要(当時の状況、事故の種類、道路等の状況、当時の運行計画、損害の程度)
- ⑦ 事故の原因
- ⑧ 再発防止対策

※記録の作成時期は、当該事故発生後30日以内とし、記録の保存は、当該事業用自動車の運行を管理する営業所において3年間保存しなければならない。

※記録は自動車事故報告書を利用してもかまわない(事故の当事者の氏名を付記)。

乗務等の記録

①乗務等の記録事項(安全規則第8条)

- (1) 運転者名
- (2) 乗務した事業用自動車の登録番号その他車番、車号など車両を識別できる表示
- (3) 乗務の開始及び終了の地点、日時、主な経過地点及び乗務距離
- (4) 運転を交替した場合にあっては、その地点及び日時
- (5) 休憩又は睡眠をした場合にあっては、その地点及び日時
- (6) 車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の事業用自動車に乗務した場合にあっては、貨物の積載状況
- (7) 道路交通法に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則に規定する事故、又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合は、その概要及び原因
- (8) 運行の途中において運行指示書が必要になった場合の指示の内容

※運行記録計による記録は、乗務記録に代えることができますが、この場合、記録すべき事項のうち運行記録計により記録された事項以外の事項(瞬間速度、運行距離、運行時間以外の事項)については、運転者ごとに運行記録計による記録に付記させる必要があります。

②運行記録計が必要である車両(安全規則第9条)

- (1) 車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車(注)
- (2) 上記(1)のトレーラを牽引するトラクタ
- (3) 特別積合わせの運行車

(注)平成27年3月31日以前に新車として新規登録を受けた車両については、平成29年3月31日までは「車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車」が運行記録計の装着義務付け対象です。

③運行指示書による指示(安全規則第9条の3)

- (1) 運行の開始及び終了の地点及び日時
- (2) 乗務員の氏名
- (3) 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時
- (4) 運行に際して注意を要する箇所の位置
- (5) 乗務員の休憩地点及び休憩時間(休憩がある場合に限り)
- (6) 乗務員の運転又は業務の交替の地点(運転または業務の交替がある場合に限り)
- (7) その他運行の安全を確保するために必要な事項

運転者台帳(安全規則第9条の5)

運転者台帳を作成し、運転者の属する営業所に備え置くこと。

- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 作成番号及び作成年月日 ② 事業者の氏名又は名称 ③ 運転者の氏名、生年月日及び住所 ④ 雇入れの年月日、選任された年月日 ⑤ 運転免許に関する事項 (運転免許証の番号及び有効期限、運転免許の年月日及び種類、免許条件) ⑥ 事故を引き起こした場合又は道路交通法第108条の34に基づく通知を受けた場合は、その概要 | <ol style="list-style-type: none"> ⑦ 運転者の健康状態 ⑧ 事故を引き起こした者等に対する特別な指導及び適性診断の受診状況 ⑨ 作成前6か月以内に撮影した無帽正面単独写真 ⑩ 運転者でなくなった場合には、その年月日及び理由を記載し、3年間保存すること <p>※「事故を引き起こした場合」とは、いわゆる第1当事者を行い、第2当事者は記入する必要はない。また、記載にあたっては、事故の記録の作成に併せ、事故の発生日時、発生場所及び事故の概要を記載すること。</p> |
|---|--|



- (1) 主な道路の状況その他運行に関する状況、その状況の下において運行の安全を確保するための必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において3年間保存しなければならない。
- (2) 次に掲げる運転者に対して、運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行うとともに、国土交通大臣が認定する適性診断を受診させなければならない。
 - ① 死者又は負傷者が生じた事故を起こした者
 - ② 運転者として新たに雇い入れた者
 - ・運転者として新たに雇い入れた者に対して、雇い入れる前の事故歴を把握して、必要に応じ、特別な指導及び適性診断を受けさせる。
 - また、事故歴の把握については、自動車安全運転センターが交付する無事故・無違反証明書又は、運転記録証明書により確認する。
 - ・新たに雇い入れた者が65才以上である場合の適性診断については、適齢診断を受診させること。
 - ③ 高齢者(65才以上の者)

運転者に対して行う指導及び監督の指針 (平成13年8月20日国土交通省告示第1366号)

① 一般的な指導及び監督の指針

一般的な指導及び監督の内容

- (1) トラックを運転する場合の心構え
- (2) トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
- (3) トラックの構造上の特性
- (4) 貨物の正しい積載方法
- (5) 過積載の危険性
- (6) 危険物を運搬する場合に留意すべき事項
- (7) 適切な運行経路及び当該経路における道路及び交通状況
- (8) 危険の予測及び回避
- (9) 運転者の運転適性に応じた安全運転
- (10) 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
- (11) 健康管理の重要性

指導及び監督の実施に当たって配慮すべき事項

- (1) 運転者に対する指導及び監督の意義についての理解
- (2) 計画的な指導及び監督の実施
- (3) 運転者の理解を深める指導及び監督の実施
- (4) 参加・体験・実践型の指導及び監督の手法の活用
- (5) 社会情勢等に応じた指導及び監督の内容の見直し
- (6) 指導者の育成及び資質の向上
- (7) 外部の専門的機関の活用

② 特定の運転者に対する特別な指導及び監督の指針

事故惹起運転者に対する特別な指導内容

- (1) トラックの運行の安全の確保に関する法令等
- (2) 交通事故の実例の分析に基づく再発防止対策
- (3) 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
- (4) 交通事故を防止するために留意すべき事項
- (5) 危険の予測及び回避
- (6) 安全運転の実技

初任運転者に対する特別な指導内容

- (1) トラックの安全な運転に関する基本的事項
- (2) トラックの構造上の特性と日常点検の方法
- (3) 交通事故を防止するために留意すべき事項
- (4) 危険の予測及び回避
- (5) 安全運転の実技

高齢者である運転者については、適性診断(適齢診断)の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体的機能の変化の程度に応じたトラックの安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。

③ 特定の運転者に対する特別な指導及び監督の実施時期

- (1) 特別な指導の実施時期及び適性診断の受診時期は、死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者及び運転者として新たに雇い入れた者にあつては、乗務する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1ヶ月以内に実施する。
- (2) 高齢運転者の特別な指導の実施時期は、適性診断の結果が判明した後1か月以内に実施する。また、適齢診断の受診時期は65歳に達した日以後1年以内に受診させ、その後3年以内ごとに1回受診させる。

2. 事故報告

自動車運送事業者は、その使用する事業用自動車は下の各号の一つに該当する事故があった場合は、事故報告規則の規定により、事故発生日から30日以内に所定の自動車事故報告書3通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に報告しなければなりません。

この報告書により、事故の発生状況及び事故の傾向などを把握し、国土交通大臣及び地方運輸局長は事故警報などを発令し、事故防止対策の徹底を期すなどの措置を講じています。

事故の種類

1. 転覆したもの(35度以上傾斜したもの)、転落したもの(落差0.5メートル以上のもの)、火災(積載物品の火災を含む)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両含む)と衝突、若しくは接触したもの
2. 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
3. 死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じたもの
4. 10人以上の負傷者を生じたもの
5. 危険物、毒劇物、高圧ガス等を運搬する車両において積載物の全部若しくは一部が飛散し、又は漏洩したもの
6. 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
7. 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの
8. 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、麻薬等運転を伴うもの
9. 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
10. 救護義務違反があったもの
11. 自動車の装置(道路運送車両法第41条各号に掲げる装置をいう。)の故障により、自動車が運行できなくなったもの
12. 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの
13. 橋脚、架線その他の鉄道施設(軌道施設を含む)を損傷し、3時間以上鉄道車両の運転を休止させたもの
14. 高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの
15. 国土交通大臣が告示で定めるもの及びその他国土交通大臣が必要と認めて報告を指示したもの

3. 運行管理者補助者制度

運行管理者補助者制度の明確化

1人の運行管理者が毎日24時間営業所に勤務していることが現実的に不可能であるため、営業所内で一定の能力を有するものを補助者としてあらかじめ選任し、運行管理者の指揮監督の下、営業所における運行管理が完全に実施される必要があります。

補助者が運行管理を行うに当たっては、運行管理者が実施すべき運行管理業務のうち補助的な行為については運行管理者の指示の下、補助者に実施させることができる一方、輸送の安全の確保のために重要な行為については運行管理者自らが実施しなければなりません。

①補助者の選任(安全規則第18条第3項)

運行管理者の業務を補助させるため、資格者証を有する者又は、国土交通大臣が認定する講習を修了した者の中から補助者を選任することができる。

【要件】

- ・運行管理者資格者証を取得している者
- ・国土交通大臣が認定する基礎講習(貨物)を修了した者

②補助者の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について)

1. 補助者を選任する必要がある場合には、補助者の選任方法、及び職務並びに遵守事項等について事業者が定める運行管理規程に明記すること。(解釈及び運用通達 第21条)
※補助者の選任数は運行管理の業務量を十分考慮した数であること。
2. 補助者は、運行管理者の履行補助を行う者であって、代理業務を行える者ではない。ただし、点呼に関する業務については、その一部を補助者が行うことができる。(解釈及び運用通達 第18条4)
3. 補助者を選任し、点呼の一部を行わせる場合であっても、当該営業所において選任されている運行管理者が行う点呼は、点呼を行うべき総回数の少なくとも3分の1以上でなければならない。(解釈及び運用通達 第7条1(9))

4. 運行管理者資格者証の返納命令 近畿運輸局

運行管理者資格者証の返納(貨物自動車運送事業法第20条)

運行管理者は、事業者と一体となって、貨物自動車運送事業法に規定する輸送の安全確保に関する業務を行う者であり、その最低限の資質として法令遵守能力が求められています。

このため、運行管理者資格者証を有する者が、輸送の安全に関する規制の違反や、休憩・睡眠施設の整備等、事業計画に関する規制についての違反が繰り返行われていた場合や、違反が悪質である場合には、運行管理者として必要な法令遵守能力に欠けていると言えます。

こうしたことから、国土交通大臣は、以下の場合には運行管理者としてその任に適さない者として、運行管理者の資格者証の返納を命ずることができることとなっています。

運行管理者資格者証返納命令を発動する場合

1. **資格者**が事業用自動車を運転した場合(選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した行為をいう。)において、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は救護義務違反を行った場合
2. 資格者が運行の安全確保に関する違反の事実若しくは、これを証するものを隠滅し又は改ざんを行う等これを疑うに足りる相当な理由が認められる場合
3. 事業用自動車の運転者(選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した者をいう。以下同じ。)が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、過積載運行又は最高速度違反行為を引き起こした場合であって、**運行管理者**が当該違反行為を命じ、又は容認したとして都道府県公安委員会から道路交通法第22条の2第2項の規定に基づく協議及び同法第75条第3項の規定に基づく意見聴取並びに同法108条の34の規定に基づく通知があった場合
4. 事業用自動車の運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、過積載運行又は最高速度違反行為を引き起こした場合であって、当該**補助者(資格者)**がその業務において運転者がこれらを引き起こすおそれがあることを認めたとにもかかわらず、運行管理者への報告を行わず、又は運行管理者の指示に従わずに、当該違反行為を命じ、又は容認したとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
5. 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準が、著しく遵守されていない場合
6. 全運転者に対して点呼を全く実施していない場合
7. 運行管理者の運行の安全確保に関する違反の各事項に対する基準日車等の総和が120日車以上となった場合
8. 資格者が実際に運行管理業務を行っていないにもかかわらず、その名義を当該事業者に使用させていた場合
9. 運行管理者試験の受験資格の詐称など、不正な手段により運行管理者資格者証を取得したことが判明した場合

(注)5. 6. 7の場合において、複数の運行管理者が選任されている場合は、安全規則第18条第2項の規定に基づき選任されている統括運行管理者に対して行う

※ 資格者とは、貨物自動車運送事業法第19条により運行管理者資格者証の交付を受けている者

※ 運行管理者とは、安全規則18条第1項の規定に基づき選任された者

※ 補助者(資格者)とは、安全規則18条第3項の規定に基づき選任された者の中で運行管理者資格者証の交付を受けている者